平成２９年（フ）第１６０９号
大阪府枚方市村野南町１番３―306号
債務者　清水　治一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５０号
大阪市旭区清水４丁目９番４号プレアール清水６号、前住所大阪市阿倍野区昭和町１丁目５番19号ハイツ椿401号
債務者　篠原　伸也
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６９号
大阪府豊中市北条町１丁目12番５―102号
債務者　吉松　優希（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７２号
大阪市西淀川区大和田３丁目３番26号イングランドアベニュー10番館508号室
債務者　川口　千秋
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８１号
大阪市住吉区沢之町２丁目９番17―205号カワデンハイツⅢ、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市南台１丁目11番23号
債務者　黒木　幸恵（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５号
岡山県津山市福井1064番地、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目14番39号
債務者　向井　琴乃
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６３号
香川県高松市香西南町141番地１
債務者　細川　和也
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６号
宮城県富谷市ひより台１丁目６番地10　ひより台インプスＢ202、従前の住所宮城県富谷市一ノ関川又山２番地55
債務者　尾形　亜子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
仙台市太白区中田７丁目６番１―412号、従前の住所仙台市太白区中田町字前沖25番地
債務者　二上　貴光
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
住民票上の住所　宮城県加美郡加美町字原反目14番地３
債務者　早坂　亜衣（旧姓古内）（平成２年１月27日生）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
茨城県つくば市下広岡1054番地13　プラチードグランデ203号、前住所千葉県野田市柳沢257番地１　オープンガーデン103号
債務者　松本　美保
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
茨城県常総市相野谷町58番地２　ハイムノムラＡ202、前住所茨城県猿島郡境町2177番地63　エレガント・リブⅡ　104号
債務者　福地　晃一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５３号
茨城県下妻市長塚140番地18　コーポ砂沼ＳＲ１号室
債務者　若**柳**　政子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５５号
茨城県下妻市二本紀722番地
債務者　飯塚　　訓
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５８号
茨城県猿島郡境町1010番地２
債務者　森谷　和美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３８９号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目58番地１　レオパレスＲｅｄｓ・ｆｉｅｌｄ207号
債務者　土倉　利男
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
新潟市東区松崎２丁目５番15号　ディア・エレファント204号、住民票上の住所新潟市中央区米山３丁目21番５号　グリーンハウス・シマ202号
債務者　田中　沙織
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部